

(後略)

(5) 【課税上の取扱い】

③ 本投資法人の税務

(イ) 配当等の額の損金算入要件

<訂正前>

(前略)

- g. 事業年度終了の時ににおいて有する特定資産のうち有価証券、不動産その他の租税特別措置法施行令で定める資産の帳簿価額がその時ににおいて有する資産の総額の50%を超えていること。

(ただし、規約に再生可能エネルギー発電設備の運用方法が賃貸のみである旨の記載がある上場投資法人が平成29年3月31日までに当該設備を取得した場合には、その取得の日から貸付の用に供した日以後20年を経過した日までの間に終了する各事業年度については、再生可能エネルギー発電設備は50%の計算上分子に算入されるという例外規定があります。本投資法人は当該例外規定を満たす予定です。)

<訂正後>

(前略)

- g. 事業年度終了の時ににおいて有する特定資産のうち一定の有価証券、不動産その他の租税特別措置法施行令で定める資産の帳簿価額がその時ににおいて有する資産の総額の50%を超えていること。

(ただし、規約に再生可能エネルギー発電設備の運用方法(その締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含みます。)が賃貸のみである旨の記載がある上場投資法人が平成29年3月31日までに再生可能エネルギー発電設備を取得した場合には、その取得の日から貸付の用に供した日以後20年を経過した日までの間に終了する各事業年度については、再生可能エネルギー発電設備は50%の計算上分子に算入されるという例外規定があります。本投資法人は当該例外規定を満たす予定です。)

第三部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

<訂正前>

平成27年8月3日	設立企画人(タカラアセットマネジメント株式会社)による投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立に係る届出
平成27年8月5日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
平成27年8月14日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
平成27年9月2日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施(登録番号 関東財務局長 第105号)
平成27年12月14日	規約の変更
平成28年3月23日	規約の変更

<訂正後>

平成27年8月3日	設立企画人(タカラアセットマネジメント株式会社)による投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立に係る届出
平成27年8月5日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
平成27年8月14日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
平成27年9月2日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施(登録番号 関東財務局長 第105号)